

ゴールデンウィークにおける口蹄疫などへの 防疫対策の徹底をお願いします！

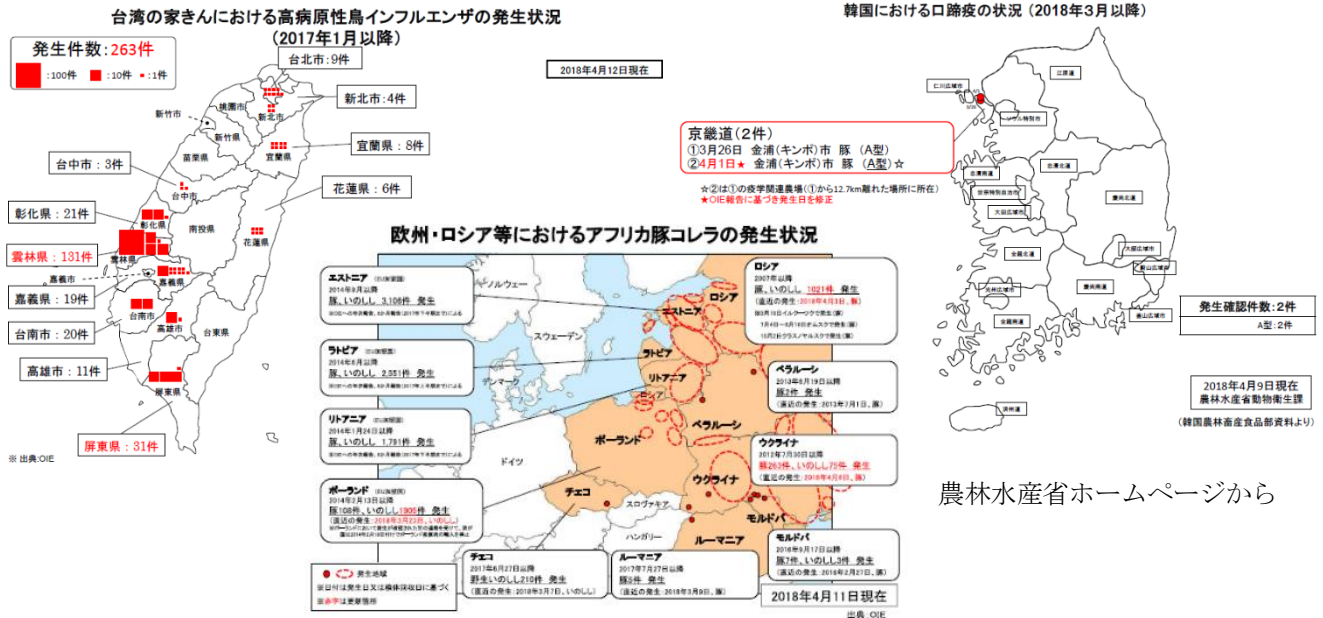
口蹄疫については、日本では平成 22 年に宮崎県で発生した以降確認されていませんが、東アジア地域では発生が継続して確認されており、特に**韓国では、約 1 年ぶりに豚での発生が確認**されました。**高病原性鳥インフルエンザ**も、**台湾、中国、韓国などで発生が継続して確認**されています。

また、**アフリカ豚コレラ**については、**ロシアや欧州で発生が継続**して確認されており、東アジア地域への侵入リスクがさらに高まっています。

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、海外と日本を行き来する旅行者が増えることから、日本への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。

畜産関係者の皆様それぞれにおいて、防疫対策の徹底をお願いします。

裏面を参照



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

畜産関係者の皆様におかれましては、次の点にご留意ください。

- 口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛*
- 飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特に、衛生管理区域や畜舎への立入制限・立入の際の消毒の徹底
- 家畜の異状が認められた場合には、直ちに家畜保健衛生所へ連絡（緊急連絡先は、家保だより平成30年度第1号をご確認ください）

※ 口蹄疫等の発生国へ渡航する場合には…

- ① 家畜市場、農場、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らない。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受ける。
- ④ 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らない。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じたうえで立ち入る。
- ⑤ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずる。

口蹄疫の特定症状 (牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし)

次の1～3のいずれかの症状を呈していること（鹿の場合、1では①・③に該当すること）。

- 1 次のいずれにも該当すること。
 - ① 39.0度以上の発熱があること。
 - ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
 - ③ 口腔内等（※1）に水疱等（※2）があること。
- 2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く）

高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザの特定症状 (鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ ほろほろ鳥・七面鳥)

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合。

ただし、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合（※3）も連絡を！

※3 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

ただし、家畜（家きん）の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫（高病原性鳥インフルエンザ）以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。